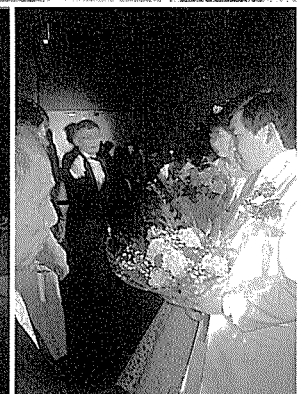
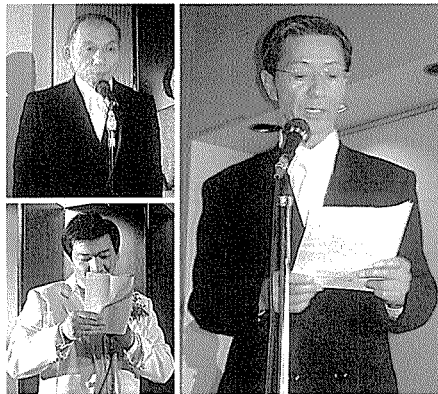


はあもにい 第 18 号

- ・昭和 48 年 1 月 13 日 第 3 種郵便物認可
- ・H S K 通巻 421 号
- ・発行 2007 年 4 月 10 日
- ・発行人 北海道身体障害者団体定期刊行物協会 (H S K) 細川 久美子 千 063 札幌市西区八軒 8 条 東 5 丁目 4-18
- ・定価 110 円
- ・編集 はあもにい編集委員会 (0144) 87-3800



みんなお祝い
ありがとう!!



これから 2 人で
幸せになります！
貴光・文絵

Thank
you

Apr



平成 19 年度 白老宏友会事業運営方針

昨年施行された「障がい者自立支援法」においては、利用量に応じた応益負担や「食費・光熱水費」等の自己負担が増すなど福祉分野での厳しさが増えています。また、施設事業体系の変更などにより、グループホーム、ケアホーム、短期入所などの居宅支援事業については、昨年 10 月よりすでに新事業体系へ移行しております。「白老愛泉園」、「ポプリ」、「ななかまど」については、法人内での検討の結果、平成 21 年 4 月に新事業体系への移行が決定しております。

国は「知的・身体・精神」の 3 障がいの一元化による総合システムづくりを目指し、将来は介護保険との統合を視野に入れていると思われるため、早期に一連の改正を見極めた上で、安定した法人経営に努めなければなりません。

今回施行された「障がい者自立支援法」については、法人経営や利用者にとっても大変厳しく、経営の基盤強化、経営の透明性を確保しながら、役職員の努力と工夫で安定した法人経営を目指してゆきます。

法人経営の取り組み

- 1) 法人経営に関すること
 - ・無駄な経費の節減と、必要な予算の適正な執行。
 - ・新事業体系に向けた法人経営の適正な推進。
 - ・法人役員との共通理解のもと、結束と協力体制の強化。
 - ・適切な評価のもと、職員一人ひとりの能力進展を図るための職務評価制度の実施。
- 2) 利用者支援に関すること
 - ・障がいの適応能力に応じた生活、作業環境改善の推進。
 - ・自己選択、自己決定を尊重し、苦情解決を迅速に行い相互信頼関係構築の推進。
 - ・新事業移行への準備として、新たな作業種の開発。
- 3) 施設整備に関すること
 - ・各事業所における施設環境の保全、修理の推進。
 - ・「あぶろ」新支援センターの建設。
 - ・白老愛泉園老朽設備の改修（建物整備、ボイラー更新）
 - ・白老愛泉園給水設備の改修

法人職員への取り組み

- 4) 職員の意識改革に関すること
 - ・公平性を常に保持し、愛、幸福、感謝の心を大切に高揚を図る。
 - ・職員の「やる気」を培い、後継者の育成に努力する。
 - ・職員の資質向上（全道、各地区における研修への交互参加）。
- 5) 危機管理に関すること
 - ・危機に対する初期対応。
 - ・危機に関する基本的な対応の実施、そのための研鑽。
- 6) 地域との関わりに関すること
 - ・地域密着型の運営を基本とした情報の提供、相談に応じる。
 - ・地域住民に対する貢献と施設の機能、専門性を活かしたサービスの提供。

白老愛泉園事業計画

平成 18 年度は、4 月より「障がい者自立支援法」の一部施行により利用者の利用料一割負担及び食費・光熱水費の負担などが求められ、利用者の負担増大などにもなっております。また、施設運営においても事業費の減収など施設経営についても厳しい時期となつてきております。

また、新事業体系への移行について「障害程度区分」問題など、クリアしなければならぬ問題が山積みしています。法人、愛泉園においても、移行調査などにおいて平成 21 年 4 月より新事業体系へ移行することが決定しており、新事業開始に伴い夜間系事業の利用ができない利用者も出てくると考えられるので、地域生活支援を含めた事業計画の初年度となっております。

〈基本方針〉

- ・新事業体系に即した準備及び研鑽。
 - ・重度、高齢者に対する生きがいやゆとりを取り入れた生活支援の強化。
 - ・建物及び建物付属設備の更新。
 - ・（建物修繕、給水、ボイラー関係）
 - ・経費の節減と適正な予算の執行。
- 〈生活支援〉
- ・重度、高齢者の顕著化による生活支援の質の向上。
 - ・重度、高齢者の体力維持及び機能低下を防ぐためのリハビリ的支援導入。
 - ・感染症及び肥満防止対策の充実。

〈作業支援〉

- ・新事業体系を想定した各作業科の支援体制の見直し。
 - ・作業科の支援内容に応じた作業工賃支給額の見直し。
 - ・花の栽培、椎茸栽培、養鶏作業の継続。
 - ・よもぎ、くまささの入浴剤を中心とした薬草加工作業の継続。
 - ・空き缶、古紙回収等のリサイクル作業の継続。
 - ・洗濯、園内共用部分の清掃作業継続。
- ・オンブズマン制度の取り組み。
- ・施設内外の地域資源を利用した余暇活動の充実。
- ・基本的な生活習慣の確立、身体的異常の早期発見及び治療。
- ・和多志の家の利用及び体験型グループホーム開設のための取り組み。
- ・福祉有償運送による有料送迎の実施。

〈通所部支援〉

- ・在宅及び地域生活者等の個々の利用者のニーズに応じた日中支援の提供。

〈短期入所支援〉

- ・一般的な生活習慣を身に付けるための支援、身体的異常の早期発見と対処。

〈職員研修の実施〉

- ・障がい者自立支援法に伴う各種研修の充実。
- ・各事業に関する研修の実施。
- ・職員の資質向上を目的とする研修。

ポプリ事業計画

昨年4月1日より施行された障がい者自立支援法は「障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」という目的のもと、3つの柱「①障害のサービスを整理して統合、②自立に向けた就労、③利用者にも応分の負担を求める」を掲げ、1年が経過した。

しかし、その実態は、あまりにもおおくの問題を露呈し、当事者、家族、施設職員、関係団体等の運動もあり、法施行の影響調査のもと、11月には社会保障制度調査会で改善策がまとめられ、12月には衆議院厚生労働委員会で集中審議がなされ改善策が説明された。年明け1月には、サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準、利用者負担軽減措置、事業者に対する激減緩和措置等の通達があった。

しながら、地域ニーズを受け止め利用者にとっても事業者にとっても安定した経営が成り立つ計画・立案を上半期に立て、下半期には実施出来る内容とし次年度には修正を加えながら安心の持てる移行を目指すものとするところである。

一方、施設事業としては、原則利用と現状利用の整合性を図るために市町村との密接な関係を築き、日常的な情報交換により必要なサービスとしての理解を深めていきたくものであり、希望利用数や利用日数、行事を通しての社会参加支援イベント参加による就労意識の向上など利用者サイドにたつた多機能なサービスを深めていきたいものと考ええる。

しかしながら、どれも本人への利用負担は避けられない制度へのジレンマがある。本人のせいではないはずの障がい福祉サービスで支援することは生きたために最低限の必要不可欠なものではと考えるとき、代弁者である私たち支援者は常に運動意識を持って「少しでも……」という思いを持って運営にあたり、今年1年が着実で未来に向かったものになるよう支え、支えられたいと考えます。

地域支援センターあぶろ事業計画

昨年4月に施行された障がい者自立支援法において、グループホーム支援は10月より経過措置なく実施に至った。「地域生活支援センターあぶろ」はグループホーム・ケアホームの一体型支援の事業所として立ち上がり、2名から5名人居構成の10ヶ所、35名の再スタートを切ったところである。

今年度の支援にあたっては、新利用者が3名加わり38名の支援で始まり、その内、利用者同士の結婚による夫婦グループホーム支援をはじめ取り組むこととなる多様なニーズに対応すべく新しい支援内容に、対処療法的な内容が主になると思われるが、新たな支援のスキルアップに繋がりたいと考える。

さらに、昨年度5名の方のレスパイトケア（延べ回数18回、延べ日数79日）を実施した経過は、今後の地域生活支援のニーズを物語っているものであり、「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる境の実現」を目指すという道の方向からも、当法人が19年度に「地域生活支援センターあぶろ」の建設計画を実施することは地域で支えるシステムを明確化にし、お互いが安心して協力し合える拠点作りとして有効な計画である。建設計画は、18年度内の設計図面をもって、入札、建築、上半期に引渡しを受け下半期より機能する計画となる。

したがって、上半期は新規利用者の支援定着を主に、下半期は支援拠点の活用としてスタッフの支援内容の再構築。また、住居設備が付帯してくる構造を有効活用するプラン（レスパイト・生活実習・訓練等）を具体化していくことが必要視されることである。

さらに自立支援法における利用料は、現状の利用者区分においては、厳しい状況であり、法制度の内容を熟知し、支援者の支援スキルアップを目指すと共に、利用者の社会性の向上を図り地域生活の安定に結び付け、少しでも自らが行動参加できることにより、必要などころに必要なサービスを具体化していくことが、運営と経営を継続していくことであり、生涯支援の基本理念を更に根ざしていくものとする。

1、運営方針

- (1) 障がい者自立支援法に基づく事業と新支援センター建設
- (2) 地域生活支援センターあぶろの支援体制
- (3) 就労支援（一般就労、福祉的就労）及び関連施設との連携
- (4) 利用者自治会、ポプリ保護者会との協力的体制
- (5) 職員研修及び運営管理



＊個性満開＊

愛泉園の日中活動で行われている創作活動について、ご紹介させていただきます。

愛泉園訓練科に所属し、障がい者自立支援法移行時には「生活介護」を希望するであろうと想定される利用者の皆さんの特性に合わせて、

◆ 指先の訓練も兼ねた紙ちぎり
ペーパーチエーン作り

◆ 繊細な神経と集中力を使った
貼り絵

◆ 趣味の一環とする雑巾縫いや
折り紙

などを、本人の状態にも配慮した上で実施しています。

生産性・収益性等が求められるような活動だけでは見えてこない「本質」、年齢や障がいによってもたらされる状態を我々がどれだけ理解し受け入れ、自己実現にむけたサービス提供をしていけるか、改めて重要なことだと気づかされます。

本年度は、よりプログラム化した活動を展開していく予定です。

どうなる？ これからの

施設サービス利用

平成18年度合同研修会を

終えて

ここ数年来行っている白老愛泉園保護者合同研修会が去る平成十九年二月三日、四日の両日に渡り行なわれました。参加人数は約百名に上り、障がい者自立支援法によるこれからの新事業体系移行へ向けた愛泉園及び法人の計画、さらには今後の想定される日中の事業についてや「障害程度区分」などの話題について取り上げました。

今までに「障がい者自立支援法」に関しての話題を提供してきましたが、正直に申しますと、利用者本人はもとより、家族の皆さんにも大変解り難い内容のようです。

福祉サービスを利用しようとする本人や家族が、解り易く、しかも利用し易い制度であるべきはずなのに、本人たちが不在のまま進んでいるようで、どうしても理解できません。各行政機関は、施設サービスを利用している人に対して紙切れだけを送りつけて彼ら

に対する説明を、施設に押しつけています。本当に利用者の福祉向上を目指すのであるなら、何故自ら足を運んで利用者に説明してくれないのか、あるいは、家族を含む地域の人々へ理解を求める働きかけをしないのかといつも感じることです。

障がい者が「ふつう」の暮らしを望む場所では「ふつう」と感じながら送るには、施設関係者やその家族だけで一生懸命になっても限界があると思います。そこには地域住民の方々の理解とあたたかなまなざし、差しのべてくれる手が必要なのだと思います。

障がい者自立支援法に対する色々な批判や改善要求が出されている中で、「ふつう」の生活が「ふつう」に営むことができる社会が来ることを願う私たちの声がどこまで届くのか今後の動向に注目したいと思いますが、今回の研修を通して、考えるひとつの機会を提供できたものと感じます。ありがとうございました。